

薬生食輸発0126第1号
令和5年1月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産エゴマのインドキサカルブ、コートジボワール産カカオ豆のアフラトキシン、中国産あさりのプロメトリン、にんじんのトリアジメノール、にんにくの茎のチアメトキサム及びばれいしょのハロキシホップ並びにネパール産とうもろこしのアフラトキシン)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年1月25日付け薬生食輸発0125第1号)により通知したところである。

今般、韓国産エゴマのインドキサカルブ、コートジボワール産カカオ豆のアフラトキシン、中国産あさりのプロメトリン、にんじんのトリアジメノール、にんにくの茎のチアメトキサム及びばれいしょのハロキシホップ並びにネパール産とうもろこしのアフラトキシンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1の韓国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	-	インドキサカルブ パクロブトラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるインドキサカルブ及び基準値(0.01ppm)を超えるパクロブトラゾールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
エゴマ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	パクロブトラゾール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるパクロブトラゾールが検出されるおそれがあるため。

に改め、

2．別添1のコートジボワールの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆	-	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を削除し、

3．別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
あさり及びその加工品	-	プロメトリン	別表1の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるプロメトリンが検出されるおそれがあるため。

ばれいしょ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	ハロキシホップ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるハロキシホップが検出されるおそれがあるため。
-------------------------	---	---------	-------------	---	--

を削除し、同項中の

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	ジメトモルフ トリアジメ ノール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジメトモルフ及び基準値（0.1ppm）を超えるトリアジメノールが検出されるおそれがあるため。
にんにくの茎及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	チアメトキサム プロシミドン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるチアメトキサム及び基準値（0.01ppm）を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	-	ジメトモルフ	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるジメトモルフが検出されるおそれがあるため。

にんにくの 茎及びその 加工品（簡易 な加工に限 る。）	-	プロシミド ン	別表 1 の 3 に よること。	平成17年1月24日付け 食安発第 0124001 号 「食品に残留する農 薬、飼料添加物又は動 物用医薬品の成分で ある物質の試験法に ついて」によること。	基準値（0.01ppm）を 超えるプロシミドン が検出されるおそれ があるため。
--	---	------------	------------------------	---	---

に改め、

4 . 別添 1 のネパールの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
とうもろこ し（甘味種を 除く。）及び その加工品 （とうもろ こしを 5 % 以上含有す るものに限 る。）	-	総アフラト キシン（ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和）	別表 2 による こと。	平成23年8月16日付け 食安発0816第2号「総 アフラトキシンの試 験法について」による こと。	総アフラトキシンが 10 µg/kgを超えて付 着しているおそれ があるため。

を削除する。